

事務連絡

令和8年3月13日

各都道府県・政令市 空き家対策担当部局 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課
総務省地域力創造グループ地域振興室

固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する
情報に係る内部利用等について（情報提供）

令和7年の地方分権改革に関する提案募集を踏まえ、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第10条第1項に基づき、当該所有者等の把握に関し必要な情報として、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する空家等の所有者の生年月日及び性別の情報について、法の施行のために必要な限度において、内部利用することが可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知することとされました。これを受け、下記のとおりお知らせいたします。都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（特別区を含み、政令市を除く。）に対して、この旨周知願います。

なお、本事務連絡は総務省自治税務局とも協議済みであることを申し添えます。

記

「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の所有者に関する情報の内部利用等について」（平成27年2月26日付国住備第943号・総行地第25号）の「1 内部で利用することが可能な情報について」において、「市町村長は、法第10条第1項の規定に基づき、市町村の税務部局が地方税に関する調査等に関する事務に関して知り得た情報（具体的には、空家等の所有者（納税義務者）又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号といった事項に限られる。）のうち、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって法第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）の所有者に関する氏名その他の法の施行のために必要な限度の情報のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないものについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第22条の守秘義務に抵触することなく、法の施行のために必要な限度において、空家等施策担当部局が法に基づく措置を講ずる目的のために、内部で利用することが可能である」とされている。

氏名、住所及び電話番号のみでは空家等の所有者が特定できない場合において、固定資産税の納税義務者の生年月日及び性別の情報を内部利用することは、法の施行のために必要な限度であると解される。

以上